

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
第１２節　帰宅困難者対策 大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。 このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的取り組む。 １２－１　一斉帰宅抑制の推進 本市は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。 企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。 １２－２　ターミナル駅周辺の滞留者対策 ターミナル駅が存する区においては、区役所とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留スペースの提供や滞留者への支援を行う。 １２－３　交通情報の入手・伝達 本市は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。 また、市民等に対し、安否確認ツール（J-anpi_(※)）への避難者情報提供）利用を呼びかける。 ※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト １２－４　徒歩帰宅者への支援 （１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援 各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。 （２）給油取扱所における支援 大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。 １２－５　代替輸送 危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。 また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。 なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やターミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。 第１３節　外国人に関する対策 １３－１　災害多言語支援センターの設置 経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。	第１２節　帰宅困難者対策 大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。 このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的取り組む。 １２－１　一斉帰宅抑制の推進 本市は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。 企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。 １２－２　ターミナル駅周辺の滞留者対策 ターミナル駅が存する区においては、区役所とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留スペースの提供や滞留者への支援を行う。 １２－３　交通情報の入手・伝達 本市は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。 また、市民等に対し、安否確認ツール（J-anpi_(※)）への避難者情報提供）利用を呼びかける。 ※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト １２－４　徒歩帰宅者への支援 （１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援 各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。 （２）給油取扱所における支援 大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。 １２－５　代替輸送 危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。 また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。 なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やターミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。 第１３節　外国人に関する対策 １３－１　災害多言語支援センターの設置 経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。	国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。
１３－２　情報提供・相談体制	１３－２　情報提供・相談体制
災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。 来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。 また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。	災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。 来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。 また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。
第１４節　地下空間の浸水避難	第１４節　地下空間の浸水避難
１４－１　地下空間の浸水避難	１４－１　地下空間の浸水避難
（１）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達 本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。 （２）迅速かつ確実な避難の確保 地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。	（１）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達 本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。 （２）迅速かつ確実な避難の確保 地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。
第３章　消防応急対策	第３章　消防応急対策
第１５節　消防応急活動	第１５節　消防応急活動
震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。	震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。
１５－１　震災、風水害時の応急対策（共通）	１５－１　震災、風水害時の応急対策（共通）
（１）非常警備 地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。 （２）受援体制の確立 他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。 （３）自主防災組織等との連携 消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。	（１）非常警備 地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。 （２）受援体制の確立 他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。 （３）自主防災組織等との連携 消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。
１５－２　震災時の応急対策	１５－２　震災時の応急対策
（１）消防活動	（１）消防活動

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。 ア　初動措置 　　警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。 イ　火災防ぎょ活動 　　震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。 ウ　救助活動 　　火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。 エ　救急活動 　　救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。 （２）津波対策活動 　　火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。 　　また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。 （３）大阪市消防局災害活動支援隊との協働 　　大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。 １５－３　風水害の応急対策 （１）安全措置指導 　　禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。 （２）河川等の警戒 　　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。 　　また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。 （３）水防工法の実施 　　水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。 （４）避難誘導 　　避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。 （５）水防警戒区域の設定 　　水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。 （６）救助活動等 　　ア　出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。 　　イ　行方不明者の搜索は、防災関係機関等と作業分担、搜索方法等を協議し、連携を図り実施する。 １５－４　大規模火災等の応急対策 （１）火災の警戒 　　ア　火災に関する警報 　　（ア）警戒体制の確立	大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。 ア　初動措置 　　警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。 イ　火災防ぎょ活動 　　震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。 ウ　救助活動 　　火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。 エ　救急活動 　　救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。 （２）津波対策活動 　　火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。 　　また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。 （３）大阪市消防局災害活動支援隊との協働 　　大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。 １５－３　風水害の応急対策 （１）安全措置指導 　　禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。 （２）河川等の警戒 　　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。 　　また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。 （３）水防工法の実施 　　水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。 （４）避難誘導 　　避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。 （５）水防警戒区域の設定 　　水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。 （６）救助活動等 　　ア　出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。 　　イ　行方不明者の搜索は、防災関係機関等と作業分担、搜索方法等を協議し、連携を図り実施する。 １５－４　大規模火災等の応急対策 （１）火災の警戒 　　ア　火災に関する警報 　　（ア）警戒体制の確立

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。 ※「火災警報の発令基準」 「第２節 災害情報の収集・伝達　２－２ 警報等の伝達」に示す。 （イ）火の使用制限 火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。 （ウ）市民等への周知 広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。 イ 広域的な水道管の断減水 水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。 （ア）火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。 （イ）水槽付きポンプ車の移動配備を行う。 （ウ）遠距離大量送水システムを活用する。 （エ）河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。 （オ）広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。 （２）大規模火災等 ア 大規模火災 大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。 イ ラジオ・アイソトープ施設火災 ラジオ・アイソトープ施設火災発生時においては、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。 ウ 高圧ガス施設、毒劇物施設等火災 高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時においては、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。 １５－５ 地下街・高層建築物等災害の応急対策 （１）ガス漏洩事故 ア 検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。 イ ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。 （２）火災等 ア 消火活動 事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。 イ 救助活動 事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。 また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。 １５－６ 危険物施設等の応急対策 事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。 なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。	火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。 ※「火災警報の発令基準」 「第２節 災害情報の収集・伝達　２－２ 警報等の伝達」に示す。 （イ）火の使用制限 火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。 （ウ）市民等への周知 広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。 イ 広域的な水道管の断減水 水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。 （ア）火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。 （イ）水槽付きポンプ車の移動配備を行う。 （ウ）遠距離大量送水システムを活用する。 （エ）河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。 （オ）広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。 （２）大規模火災等 ア 大規模火災 大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。 イ ラジオ・アイソトープ施設火災 ラジオ・アイソトープ施設火災発生時においては、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。 ウ 高圧ガス施設、毒劇物施設等火災 高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時においては、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。 １５－５ 地下街・高層建築物等災害の応急対策 （１）ガス漏洩事故 ア 検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。 イ ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。 （２）火災等 ア 消火活動 事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。 イ 救助活動 事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。 また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。 １５－６ 危険物施設等の応急対策 事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。 なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（１）危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。 （２）危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。 （３）危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。 （４）事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。 １５－７ 海上災害の応急対策 （１）消火活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。 （２）救助・救急活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 （３）搜索活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の搜索活動を実施する。 （４）危険物の大量排出に対する活動 大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。 また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。 なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。 ア 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。 イ 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。 ウ 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。 エ 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。 １５－８ 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策 大阪北港地区区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。 １５－９ 航空災害の応急対策 （１）消火活動 化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。 （２）救助活動 機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。 （３）救急活動 必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。	（１）危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。 （２）危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。 （３）危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。 （４）事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。 １５－７ 海上災害の応急対策 （１）消火活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。 （２）救助・救急活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 （３）搜索活動 防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の搜索活動を実施する。 （４）危険物の大量排出に対する活動 大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。 また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。 なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。 ア 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。 イ 漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。 ウ 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。 エ 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。 １５－８ 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策 大阪北港地区区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。 １５－９ 航空災害の応急対策 （１）消火活動 化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。 （２）救助活動 機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。 （３）救急活動 必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
（４）警戒区域の設定 航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。 １５－１０ 道路災害の応急対策 （１）消火活動 道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。 （２）救助・救急活動 道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 （３）危険物等の流出に対する活動 危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。 （４）警戒区域の設定 危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。 １５－１１ 鉄道災害の応急対策 （１）消火活動 鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。 （２）救助・救急活動 鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 １５－１２ 集団災害※救助の応急対策 ※傷病者が集団的に発生する災害をいう。 （１）救助活動 災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。 （２）救急活動 ア 応急救護所の設置等 必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。 イ 救急処置 傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。 （３）防災関係機関等との連携 救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。 １５－１３ その他の応急対策 その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。	（４）警戒区域の設定 航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。 １５－１０ 道路災害の応急対策 （１）消火活動 道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。 （２）救助・救急活動 道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 （３）危険物等の流出に対する活動 危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。 （４）警戒区域の設定 危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。 １５－１１ 鉄道災害の応急対策 （１）消火活動 鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。 （２）救助・救急活動 鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 １５－１２ 集団災害※救助の応急対策 ※傷病者が集団的に発生する災害をいう。 （１）救助活動 災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。 （２）救急活動 ア 応急救護所の設置等 必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。 イ 救急処置 傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。 （３）防災関係機関等との連携 救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。 １５－１３ その他の応急対策 その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
第４章　医療救護活動 第１６節　医療救護活動 健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。 また、通信手段が途絶している場合は、区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。 また、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。 １６－１　初期初動医療救護活動 （１）保健医療調整本部の設置 保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。 ア　健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。 （ア）医療関係機関との調整 （イ）医療救護班の調整 （ウ）緊急輸送の調整 （エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整 イ　設置基準 （ア）本市域で震度５弱以上を観測した場合 （イ）市本部が設置された場合 （ウ）その他市長が必要と認めたとき （２）救護所の設置 ア　災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。 （ア）災害現場又は現場付近 （イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等） （ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等） イ　救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。 （３）初期初動医療救護活動 ア　災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT） 災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。 イ　区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど） （ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。 （イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。 ウ　日本赤十字社の医療救護班 日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。 エ　大阪府の調整による応援医療救護班 （ア）区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。 （イ）消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。 （ウ）保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。 （エ）保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。 オ　要請なく応援に駆けつけた医療救護班	第４章　医療救護活動 第１６節　医療救護活動 健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。 また、通信手段が途絶している場合は、市本部は区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。 市保健医療調整本部は、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。 １６－１　初期初動医療救護活動 （１）保健医療調整本部の設置 保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。 ア　健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。 （ア）医療関係機関との調整 （イ）医療救護班の調整 （ウ）緊急輸送の調整 （エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整 イ　設置基準 （ア）本市域で震度５弱以上を観測した場合 （イ）市本部が設置された場合 （ウ）その他市長が必要と認めたとき （２）救護所の設置 ア　災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。 （ア）災害現場又は現場付近 （イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等） （ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等） イ　救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。 （３）初期初動医療救護活動 ア　災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT） 災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。 イ　区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど） （ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。 （イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。 ウ　日本赤十字社の医療救護班 日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。 エ　大阪府の調整による応援医療救護班 （ア）区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。 （イ）消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。 （ウ）保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。 （エ）保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。 オ　要請なく応援に駆けつけた医療救護班

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（ア）本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。 （イ）区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。 カ　災害医療コーディネーター 保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。 （４）医療救護班の業務内容 ア　医療救護班の構成 １班当たり計４名（医師１名、看護師又は保健師２名、事務１名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。 イ　業務内容 医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。 （ア）傷病者に対する応急処置 （イ）後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ） （ウ）搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置 （エ）状況により助産救助 （オ）被災住民の健康管理 （カ）死亡の確認 （キ）区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整 （５）輸送手段の確保 市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。 （６）医薬品・医療資器材の確保 ア　医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保 区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。 イ　医薬品・医療用資器材の調達要請 保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。 １６－２　後方医療活動 被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請する。 （１）災害医療機関における受入れ体制の確立 災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。 ア　受入れ体制の整備 イ　医師・看護師等職員の確保 ウ　ライフラインの応急確保とその復旧体制 エ　医薬品等の備蓄とその補充体制 オ　通信手段の確保 カ　患者等給食の確保 キ　ヘリポートの確保 ク　救護所との連絡 （２）関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保 ア　救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。 イ　搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。 【検討する搬送手段】 ・救急車、ヘリコプター、船舶 ・公用車 ・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）	（ア）本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。 （イ）区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。 カ　災害医療コーディネーター 保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。 （４）医療救護班の業務内容 ア　医療救護班の構成 １班当たり計４名（医師１名、看護師又は保健師２名、事務１名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。 イ　業務内容 医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。 （ア）傷病者に対する応急処置 （イ）後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ） （ウ）搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置 （エ）状況により助産救助 （オ）被災住民の健康管理 （カ）死亡の確認 （キ）区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整 （５）輸送手段の確保 市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。 （６）医薬品・医療資器材の確保 ア　医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保 区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。 イ　医薬品・医療用資器材の調達要請 保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。 １６－２　後方医療活動 被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請する。 （１）災害医療機関における受入れ体制の確立 災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。 ア　受入れ体制の整備 イ　医師・看護師等職員の確保 ウ　ライフラインの応急確保とその復旧体制 エ　医薬品等の備蓄とその補充体制 オ　通信手段の確保 カ　患者等給食の確保 キ　ヘリポートの確保 ク　救護所との連絡 （２）関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保 ア　救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。 イ　搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。 【検討する搬送手段】 ・救急車、ヘリコプター、船舶 ・公用車 ・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
1 6－3　長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。 （１）運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。 （２）内科系を中心としたチーム編成に切り換える。 （３）薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。 （４）精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。 （５）薬資材及び医療用ライフライン関係の補完体制の確保を図る。 （６）他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。 （７）医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。 1 6－4　保健師等による健康相談 （１）保健師等の派遣体制の確立 区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。 （２）保健師等による健康相談の実施 保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 （３）輸送手段の確保 区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。 第 5 章　水防活動 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎょ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎょし、及びこれに因る被害の軽減を図る。 市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。 なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎょに当たる。 第 1 7 節　水防の責任及び組織 1 7－1　水防の責任 水防法第 3 条の 2 の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。 1 7－2　水防組織 組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。	1 6－3　長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。 （１）運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。 （２）内科系を中心としたチーム編成に切り換える。 （３）薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。 （４）精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。 （５）薬資材及び医療用ライフライン関係の補完体制の確保を図る。 （６）他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。 （７）医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。 1 6－4　保健師等による健康相談 （１）保健師等の派遣体制の確立 区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。 （２）保健師等による健康相談の実施 保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 （３）輸送手段の確保 区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。 第 5 章　水防活動 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎょ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎょし、及びこれに因る被害の軽減を図る。 市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。 なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎょに当たる。 第 1 7 節　水防の責任及び組織 1 7－1　水防の責任 水防法第 3 条の 2 の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。 1 7－2　水防組織 組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）												
水防法第 3 条の 2 の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。 水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。	水防法第 3 条の 2 の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。 水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。												
【水防組合の所在地】 <table><tr><td>淀川左岸水防事務組合</td><td>（本川筋）枚方市（防潮筋）港区</td></tr><tr><td>淀川右岸水防事務組合</td><td>淀川区</td></tr><tr><td>大和川右岸水防事務組合</td><td>住吉区</td></tr></table>	淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市（防潮筋）港区	淀川右岸水防事務組合	淀川区	大和川右岸水防事務組合	住吉区	【水防組合の所在地】 <table><tr><td>淀川左岸水防事務組合</td><td>（本川筋）枚方市（防潮筋）港区</td></tr><tr><td>淀川右岸水防事務組合</td><td>淀川区</td></tr><tr><td>大和川右岸水防事務組合</td><td>住吉区</td></tr></table>	淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市（防潮筋）港区	淀川右岸水防事務組合	淀川区	大和川右岸水防事務組合	住吉区
淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市（防潮筋）港区												
淀川右岸水防事務組合	淀川区												
大和川右岸水防事務組合	住吉区												
淀川左岸水防事務組合	（本川筋）枚方市（防潮筋）港区												
淀川右岸水防事務組合	淀川区												
大和川右岸水防事務組合	住吉区												
【機構】 水防本部 本部長（管理者） 副本部長（副管理者） 本部員 水防団本部 団長 副団長 部長 班員 分団警備本部 分団長 副分団長 部長 班長 班員	【機構】 水防本部 本部長（管理者） 副本部長（副管理者） 本部員 水防団本部 団長 副団長 部長 班員 分団警備本部 分団長 副分団長 部長 班長 班員												
【水防団本部の組織】 団長 副団長 庶務部長 連絡部長 資材部長 情報部長 班員 班員 班員 班員	【水防団本部の組織】 団長 副団長 庶務部長 連絡部長 資材部長 情報部長 班員 班員 班員 班員												
【分団（警備）本部の組織】 分団長 副分団長 部長 庶務班長 監視班長 情報／連絡班長 資材班長 作業班長 班員 班員 班員 班員 班員	【分団（警備）本部の組織】 分団長 副分団長 部長 庶務班長 監視班長 情報／連絡班長 資材班長 作業班長 班員 班員 班員 班員 班員												
第 1 8 節 水防警報及び警戒	第 1 8 節 水防警報及び警戒												
1 8－1 予報、警報とその措置^注 注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第 2 節 災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。 （1）水防本部の設置 組合管理者（大阪市長）は、水防法第 10 条 3 項及び第 11 条 1 項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第 16 条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めた	1 8－1 予報、警報とその措置^注 注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第 2 節 災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。 （1）水防本部の設置 組合管理者（大阪市長）は、水防法第 10 条 3 項及び第 11 条 1 項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第 16 条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたとき												

旧（令和4年4月）	新（修正素案）																								
ときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。 （２）水防団本部の設置 水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。 （３）分団警備本部の設置 水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る （４）水門、閘門、防潮扉等の開閉 水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。 18－2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報 （１）雨量、風速、水位の報告 各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区气象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。 組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第12条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第10条の6の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。 なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎょ体制の万全を期する。 水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。 ア 水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎 イ 氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎 ウ 最高水位に達したとき エ 氾濫注意水位を下まわったとき オ 水防団待機水位を下まわったとき （２）潮位の報告 組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。 ア 風向、風速の概略 イ 潮位及び防潮堤天端高との関係 ウ 異常高潮量 （３）水防団待機水位、氾濫注意水位 水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。 <table><tr><th>河 川 名</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位※</th></tr><tr><td>淀 川 （枚方）</td><td>2. 70 m</td><td>4. 50 m</td></tr><tr><td>大和川 （柏原）</td><td>1. 50m</td><td>3. 20 m</td></tr><tr><td>神崎川 （大吹）</td><td>3. 00 m</td><td>3. 80 m</td></tr></table> ※ 氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が0. P+2. 80m以上に上がるおそれのあるときとする。 18－3 監視、警戒	河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※	淀 川 （枚方）	2. 70 m	4. 50 m	大和川 （柏原）	1. 50m	3. 20 m	神崎川 （大吹）	3. 00 m	3. 80 m	は、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。 （２）水防団本部の設置 水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。 （３）分団警備本部の設置 水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る （４）水門、閘門、防潮扉等の開閉 水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。 18－2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報 （１）雨量、風速、水位の報告 各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区气象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。 組合管理者は、水防法第10条3項及び第11条1項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第12条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第10条の6の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。 なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎょ体制の万全を期する。 水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。 ア 水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎 イ 氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間1時間毎 ウ 最高水位に達したとき エ 氾濫注意水位を下まわったとき オ 水防団待機水位を下まわったとき （２）潮位の報告 組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。 ア 風向、風速の概略 イ 潮位及び防潮堤天端高との関係 ウ 異常高潮量 （３）水防団待機水位、氾濫注意水位 水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。 <table><tr><th>河 川 名</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位※</th></tr><tr><td>淀 川 （枚方）</td><td>2. 70 m</td><td>4. 50 m</td></tr><tr><td>大和川 （柏原）</td><td>1. 50m</td><td>3. 20 m</td></tr><tr><td>神崎川 （大吹）</td><td>3. 00 m</td><td>3. 80 m</td></tr></table> ※ 氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が0. P+2. 80m以上に上がるおそれのあるときとする。 18－3 監視、警戒	河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※	淀 川 （枚方）	2. 70 m	4. 50 m	大和川 （柏原）	1. 50m	3. 20 m	神崎川 （大吹）	3. 00 m	3. 80 m
河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※																							
淀 川 （枚方）	2. 70 m	4. 50 m																							
大和川 （柏原）	1. 50m	3. 20 m																							
神崎川 （大吹）	3. 00 m	3. 80 m																							
河 川 名	水防団待機水位	氾濫注意水位※																							
淀 川 （枚方）	2. 70 m	4. 50 m																							
大和川 （柏原）	1. 50m	3. 20 m																							
神崎川 （大吹）	3. 00 m	3. 80 m																							

旧（令和４年４月）

（１）常時監視

水防法第９条に基づき、組管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

（２）非常監視・警戒

水防団長は、組管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

18-4

水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要があるときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表 水防信号パターン				
警鐘信号※				サイレン信号
第1信号	単鐘	単鐘	単鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約５秒)(約15秒)(約５秒)(約15秒)(約５秒)(約15秒)
第2信号	三連鐘	三連鐘	三連鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約５秒)(約６秒)(約５秒)(約６秒)(約５秒)(約６秒)
第3信号	四連鐘	四連鐘	四連鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約10秒)(約５秒)(約10秒)(約５秒)(約10秒)(約５秒)
第4信号	乱打			鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約１分)(約５秒)(約１分)(約５秒)(約１分)(約５秒)
1 信号は適宜の時間継続すること。				
2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。				
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。				

※「警鐘信号」

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

18-5

避難のための立退き

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

18-6

警戒区域の設定

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

第19節

非常配備・出動・水防演習

19-1

水防非常配備と出動

新（修正素案）

（１）常時監視

水防法第９条に基づき、組管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

（２）非常監視・警戒

水防団長は、組管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

18-4

水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要があるときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表 水防信号パターン				
警鐘信号※				サイレン信号
第1信号	単鐘	単鐘	単鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約５秒)(約15秒)(約５秒)(約15秒)(約５秒)(約15秒)
第2信号	三連鐘	三連鐘	三連鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約５秒)(約６秒)(約５秒)(約６秒)(約５秒)(約６秒)
第3信号	四連鐘	四連鐘	四連鐘	鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約10秒)(約５秒)(約10秒)(約５秒)(約10秒)(約５秒)
第4信号	乱打			鳴⇒休止⇒鳴⇒休止⇒鳴⇒休止 (約１分)(約５秒)(約１分)(約５秒)(約１分)(約５秒)
1 信号は適宜の時間継続すること。				
2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。				
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。				

※「警鐘信号」

第1信号 河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

18-5

避難のための立退き

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

18-6

警戒区域の設定

「第2章 避難・安全確保」に示すとおりとする。

第19節

非常配備・出動・水防演習

19-1

水防非常配備と出動

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（１）水防本部員の非常配備 ア 警戒配備 当直者２～３名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。 イ 第１非常配備 職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。 ウ 第２非常配備 職員の全員がこれに当たりもつとも厳重な水防体制をとる。 （２）水防団の準備と出動 各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。 （３）消防機関の出動 水防法第１７条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎよし得ると認めるときは、この限りではない。 １ ９－２　水防活動への応援・協力 （１）他の水防管理者等 水防法第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。 （２）自衛隊 水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。 （３）警察官の援助の要求 水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。 （４）居住者等の協力 水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。 １ ９－３　堤防その他施設の決壊の場合の対応 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。 １ ９－４　水防演習 水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 第 6 章　社会基盤施設の応急対策 第 2 0 節　市設建築物の応急対策 2 0－１　市設建築物の応急対策 本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。	（１）水防本部員の非常配備 ア 警戒配備 当直者２～３名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。 イ 第１非常配備 職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。 ウ 第２非常配備 職員の全員がこれに当たりもつとも厳重な水防体制をとる。 （２）水防団の準備と出動 各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。 （３）消防機関の出動 水防法第１７条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎよし得ると認めるときは、この限りではない。 １ ９－２　水防活動への応援・協力 （１）他の水防管理者等 水防法第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。 （２）自衛隊 水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。 （３）警察官の援助の要求 水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。 （４）居住者等の協力 水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。 １ ９－３　堤防その他施設の決壊の場合の対応 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。 １ ９－４　水防演習 水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 第 6 章　社会基盤施設の応急対策 第 2 0 節　市設建築物の応急対策 2 0－１　市設建築物の応急対策 本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（１）基本方針 施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。 また、各施設の特特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。 （２）活動体制 ア 所管各局・区 施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。 イ 各施設 各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。 特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。 また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。 （３）施設別の応急対策 詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。 第２１節　公共土木施設の応急対策 災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。 緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。 ※具体計画は資料編参照 資料編／１７その他／ 2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策 11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 第２２節　港湾等における応急対策 大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の津波防災施設の操作を的確に行う。 ２２－１　津波防ぎょ実施体制 （１）初動体制 気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度４以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。 ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。 イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。（注） （注） ＮＨＫは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。 （２）津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）	（１）基本方針 施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。 また、各施設の特特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。 （２）活動体制 ア 所管各局・区 施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。 イ 各施設 各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。 特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。 また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。 （３）施設別の応急対策 詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。 第２１節　公共土木施設の応急対策 災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。 緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。 ※具体計画は資料編参照 資料編／１７その他／ 2. 道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等 3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策 4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策 11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等 12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策 13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 第２２節　港湾等における応急対策 大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の津波防災施設の操作を的確に行う。 ２２－１　津波防ぎょ実施体制 （１）初動体制 気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度４以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。 ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。 イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。（注） （注） ＮＨＫは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。 （２）津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。 （３）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内） 大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。 ア 大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。 イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。 ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。 （４）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外） 大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。 ア 防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。 イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。 ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。 ２２－２ 防潮扉・水門等の津波防災施設の操作 大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。 （１）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内） 大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。 （２）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外） 防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。 （３）施設の閉鎖確認体制の確立 津波の到達又は高潮発生までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、津波防災施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。 また、閉鎖状況については、津波防災施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。 ２２－３ 在港船舶の避難対策等 （１）津波対策 東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）に基づき対策を行う。 （２）台風時の対策 台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。 ※「大阪港海難防止対策委員会」	大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。 （３）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内） 大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。 ア 大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。 イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。 ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。 （４）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外） 大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。 ア 防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。 イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。 ウ 大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。 ２２－２ 防潮扉・水門等の津波防災施設の操作 大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。 （１）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内） 大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。 （２）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外） 防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。 （３）施設の閉鎖確認体制の確立 津波の到達又は高潮発生までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、津波防災施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。 また、閉鎖状況については、津波防災施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。 ２２－３ 在港船舶の避難対策等 （１）津波対策 東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）に基づき対策を行う。 （２）台風時の対策 台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。 ※「大阪港海難防止対策委員会」

旧（令和 4 年 4 月）			新（修正素案）		
阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される 2 日前に委員長により招集される。 委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。 防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。			阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される 2 日前に委員長により招集される。 委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。 防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。		
表 台風災害防止措置の基準			表 台風災害防止措置の基準		
措置区分	台風の状況	措置内容	措置区分	台風の状況	措置内容
第一体制 避難準備 勧告	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。	第一体制 避難準備 勧告	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 大型船等 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るとおそれがあると判断された場合	1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 （1）大阪区では、1 万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。 （2）堺泉北区では、3 万総トン以上の船舶。 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 4 1,000総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせること。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。	第二体制 大型船等 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るとおそれがあると判断された場合	1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 （1）大阪区では、1 万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。 （2）堺泉北区では、3 万総トン以上の船舶。 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 4 1,000総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせること。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 全船舶 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るとおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。	第二体制 全船舶 避難勧告	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るとおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 （1）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。 （2）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 （3）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
第二体制 錨泊 自粛勧告	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。 ※堺泉北港棧橋 ・コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋 ・大阪ガス(株)泉北製造所第二工場 LNG 第 2 棧橋 ・堺 LNG(株)堺 LNG センター棧橋	第二体制 錨泊 自粛勧告	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。 ※堺泉北港棧橋 ・コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋 ・大阪ガス(株)泉北製造所第二工場 LNG 第 2 棧橋 ・堺 LNG(株)堺 LNG センター棧橋
第一体制 ・ 第二体制 の解除	阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、ま	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。	第一体制 ・ 第二体制 の解除	阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、ま	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。

旧（令和 4 年 4 月）					新（修正素案）				
		もなく平穏とな ると判断された場合					もなく平穏とな ると判断された場合		
	第二体制 錨泊 自肅勧告 の解除	阪神港堺泉北区に おいて、暴風又は 暴風雪に関する気 象警報が解除され た場合				第二体制 錨泊 自肅勧告 の解除	阪神港堺泉北区に おいて、暴風又は 暴風雪に関する気 象警報が解除され た場合		
（注 1）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。 （注 2）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港棧橋から 3 海里以内の海域での錨泊自肅について指導する。					（注 1）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。 （注 2）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港棧橋から 3 海里以内の海域での錨泊自肅について指導する。				
2 2－4 木材の流出防止等対策					2 2－4 木材の流出防止等対策				
東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。 ア 木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。 イ 貯木場（第 1 号～第 5 号）については、水門の締切りを行う。 ※大阪港木材対策協議会 官公庁側メンバー 大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部） 大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局） 民間業界側メンバー 大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）					東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。 ア 木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」により閉鎖する。 イ 貯木場（第 1 号～第 5 号）については、水門の締切りを行う。 ※大阪港木材対策協議会 官公庁側メンバー 大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部） 大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局） 民間業界側メンバー 大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）				
第 2 3 節 ライフライン施設の応急復旧対策					第 2 3 節 ライフライン施設の応急復旧対策				
災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。 また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。 なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。 ○ライフライン被害情報の共有化 ○道路被害・交通規制情報の共有化 ○ライフライン応急復旧情報の共有化 ○道路の応急復旧情報の共有化 ○上記応急復旧の調整 応急対策の詳細は資料編を参照。					災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。 また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。 なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。 ○ライフライン被害情報の共有化 ○道路被害・交通規制情報の共有化 ○ライフライン応急復旧情報の共有化 ○道路の応急復旧情報の共有化 ○上記応急復旧の調整 応急対策の詳細は資料編を参照。				
資料編/ 1 7 その他/ 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策 7. 電気施設の耐震化及び応急対策 8. ガス施設の耐震化及び応急対策 9. 電話施設の耐震化及び応急対策 10. 放送施設の耐震化及び応急対策 14. 上水道施設の災害予防・応急対策 15. 下水道施設の災害予防・応急対策					資料編/ 1 7 その他/ 5. 上水道施設の耐震化及び応急対策 6. 下水道施設の耐震化及び応急対策 7. 電気施設の耐震化及び応急対策 8. ガス施設の耐震化及び応急対策 9. 電話施設の耐震化及び応急対策 10. 放送施設の耐震化及び応急対策 14. 上水道施設の災害予防・応急対策 15. 下水道施設の災害予防・応急対策				

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
16. 電気施設の災害予防・応急対策 17. ガス施設の災害予防・応急対策 18. 電話施設の災害予防・応急対策 19. 放送施設の災害予防・応急対策 第２４節　教育施設の応急復旧対策 ２４－１　教育施設の応急対策 （１）被害状況の報告 施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。 （２）応急復旧工事の施行 教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。 第２５節　文化財の応急対策 ２５－１　文化財の応急対策 指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。 市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う。 第２６節　その他の災害応急復旧対策 ２６－１　海上災害の応急復旧対策 港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。 （１）広報活動 ア　沿岸住民、施設への連絡 危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。 特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。 イ　船舶への周知 海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。 （２）排出油の拡散防止・回収及び除去 大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。 大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。	16. 電気施設の災害予防・応急対策 17. ガス施設の災害予防・応急対策 18. 電話施設の災害予防・応急対策 19. 放送施設の災害予防・応急対策 第２４節　教育施設の応急復旧対策 ２４－１　教育施設の応急対策 （１）被害状況の報告 施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。 （２）応急復旧工事の施行 教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。 第２５節　文化財の応急対策 ２５－１　文化財の応急対策 指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。 市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う。 第２６節　その他の災害応急復旧対策 ２６－１　海上災害の応急復旧対策 港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。 （１）広報活動 ア　沿岸住民、施設への連絡 危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。 特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。 イ　船舶への周知 海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。 （２）排出油の拡散防止・回収及び除去 大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。 大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。